



申7号 さいたま車掌区における生活設計を無視した勤務指定および、
慢性的な休日出勤の是正を求める申し入れ
(要旨)

1. 2023年4月以降、片年休取得時の勤務指定で発生している事象について支社の見解を示すとともに、お客さまに安全・安心を提供できる明るく風通しの良い職場を取り戻すため、勤務指定についてはこれまでの運用に戻すこと。

(会社回答) 勤務の取り扱いについては、就業規則等に則り取り扱っていく。また、コミュニケーションについては、引き続き図っていく考えである。

組) 3月の訓練で4月以降の片年休取得時の勤務指定について変更すると説明されたが、変更について事前に支社と現場で打合わせはあったのか？

会) 現場が判断したもの。変更の目的は公正公平、不利益にならないためということ。他区所には確認していないが、基本的には交番順序というものを基本に作成している。

組) 片年休を取得すると残った勤務がそのままになると訓練で説明を受けたが違う行路が振られているという現実がある。訓練と現実の乖離があるが支社はどう考えているのか？

会) 事象は把握している。勤務作成者が誤って勤務指定してしまったと報告を受けている。

組) 会社に伝えている通勤経路では通勤できない時間に勤務が振られることが散見されるが、あるべき姿なのか？

会) 乗務員は不規則な勤務。全ての乗務員に対して通勤経路で出勤できる行路を振れるものではないので会社に伝えている通勤経路以外の手段で出勤してもらえばいい。合わせて休養室の使用も許可して配慮している。

組) 会社に伝えている出勤経路以外の手段で出勤していた場合に、もし不可抗力が起きて出勤時間に間に合わなかったら遅刻扱いになるのか？

会) 管理者に伝えていなかったら遅刻だが事前に「この日はこの通勤経路で出勤するので認めて欲しい」と申告いただければ遅刻にはならない。

組) 通勤経路では出勤できないので、この手段で出勤すると伝えた時にたまたま出勤でケガをした場合は労災扱いか？

会) 事前に管理者に伝えていれば、労災扱いとなる。

組) 交番順序を重んじているという主張で居流しに片年を入れたらそのまま残るが、会社都合で日勤が続く行路を泊りに無通告で替えたり、主張に矛盾があるがどう考えているのか？

会) いつ、その様なことがあったのか具体的な日にちが分からないので、答えられない。

組) ○明示も勝手に動かされているという事実がある。支社は把握しているのか？一言あってもいいのではないのか

会) 把握している。公正公平な勤務指定をやっていくと現場からは聞いている。意見は受け止める。

組) それを含めてコミュニケーションというのではないのか？勤務指定についてのコミュニケーションは引き続き図っていくと回答しているのだから責任は果たして欲しい。

組) 今の勤務指定のやり方には不満が多い。以前のやり方に戻せないのか？今のやり方で効果はあったのか？

会) 公正公平は保っている。勤務作成者への負担も軽減されている。

事前に管理者へ「出勤時間が早すぎて会社に伝えている出勤経路では間に合わないため、この手段で出勤します」と一言伝えれば承認されて、安心した気持ちで出勤できます！！何か起きても遅刻になりません！